

## 第8節 その他の保健医療従事者

### ポイント

#### 現状と課題

・人口10万人当たりで見ると、視能訓練士、診療放射線技師、診療エックス線技師等を除き、本県は全国平均を上回っている。(H17.10.1現在)

#### 対策

・生涯学習の支援

### < 現状と課題 >

医療の高度化・専門化等に対応するため、様々な職種の医療従事者が保健医療サービスに従事しており、その就業状況は次のとおりです(表-1参照)。

これら多種多様な医療従事者は、チーム医療の重要性が増す中でますます必要性が高まっています。

表 - 1 その他医療従事者の就業状況(常勤換算数)

(単位:人)

(各年12月31日現在)

	医療施設の従事者数		病院の従事者数		一般診療所の従事者数	
	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国
	常勤換算数 (人口10万対)	常勤換算数 (人口10万対)	常勤換算数 (人口10万対)	常勤換算数 (人口10万対)	常勤換算数 (人口10万対)	常勤換算数 (人口10万対)
視能訓練士	17.2	4,376.8	14.3	2,564.9	2.9	1,811.9
(人口10万対)	1.9	3.4	1.6	2.0	0.3	1.4
義肢装具士	3.1	139.2		64.6	3.1	74.6
(人口10万対)	0.4	15.7		7.3	0.4	8.4
診療放射線技師	270.2	43,162.2	215.0	35,484.3	55.2	7,677.9
(人口10万対)	30.5	33.8	24.3	27.8	6.2	6.0
診療エックス線技師	7.5	1,804.9	2.1	452.4	5.4	1,352.5
(人口10万対)	0.8	1.4	0.2	0.4	0.6	1.1
臨床検査技師	406.7	57,006.5	319.1	45,676.8	87.6	11,329.7
(人口10万対)	46.0	44.6	36.1	35.7	9.9	8.9
衛生検査技師	7.8	548.1	5.0	244.8	2.8	303.3
(人口10万対)	0.9	0.4	0.6	0.2	0.3	0.2
臨床工学技士	107.4	13,151.6	90.0	9,405.4	17.4	3,746.2
(人口10万対)	12.1	10.3	10.2	7.4	2.0	2.9
あん摩マッサージ指圧師	72.8	8,825.2	24.4	3,632.4	48.4	5,192.8
(人口10万対)	8.2	6.9	2.8	2.8	5.5	4.1
柔道整復師	7.0	2,822.3		693.1	7.0	2,129.2
(人口10万対)	0.8	2.2		0.5	0.8	1.7
精神保健福祉士	44.2	6,436.0	44.0	5,378.1	0.2	1,057.9
(人口10万対)	5.0	5.0	5.0	4.2	0.0	0.8
社会福祉士	23.0	4,185.2	13.0	2,695.5	10.0	1,489.7
(人口10万対)	2.6	3.3	1.5	2.1	1.1	1.2
介護福祉士	402.6	36,543.5	124.1	20,600.5	278.5	15,943.0
(人口10万対)	45.5	28.6	14.0	16.1	31.5	12.5

資料:平成17年度病院報告、医療施設調査(厚生労働省)

## [用語解説]

### ( 1 ) 視能訓練士

視能訓練士は、視能訓練士法に基づき、視能訓練（視機能検査（視力、視野、屈折、調節、色覚、光覚、眼圧、眼位、眼球運動、瞳孔、涙液などの検査）、超音波、電気生理学、写真の撮影検査、斜視や弱視の視力回復治療）を行っているコメディカルの一つ。

### ( 2 ) 臨床検査技師

病気の診断・治療方針の決定・予後の判定などの資料とするため、患者の血液・尿・便や体の組織の一部などを調べたり、脳波や心電図を測定する技術者。

### ( 3 ) 衛生検査技師

医師の指導・監督の下に細菌学的・血清学的・血液学的・病理学的な諸検査を行う者。

### ( 4 ) 臨床工学技士

医療に関する国家資格の一つで、厚生労働大臣の免許を受け医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行う者。

### ( 5 ) 社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格であり、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う者。

## < 対策 >

### 生涯学習の支援

各職種の関係機関・団体等の行う研修会等を通じて、資質の向上を図っていきます。